

第9回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議  
第6回宮城県危機管理対策本部会議  
議事録

日時：令和2年5月15日（金）午後5時から  
場所：行政庁舎4階 特別会議室

（危機管理監）

ただいまから、第9回宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び第6回宮城県危機管理対策本部会議を開催します。

議事進行を本部長である村井知事をお願いいたします。

（本部長：知事）

皆様、お忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨日の政府対策本部において、宮城県は緊急事態宣言の対象区域から除外されました。このことを受けまして、今日は、今後の本県の対応等について協議を行いたいと思います。

はじめに、「1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について」、保健福祉部長から説明してください。

（保健福祉部長）

< 資料1について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの保健福祉部長の説明について、ご意見ご質問は、よろしいですね。

次に、「2 緊急事態宣言対象区域変更後の対応について」のうち、「（1）外出自粛等要請前後における人口変動について」、震災復興・企画部長から説明してください。

（震災復興・企画部長）

< 資料2について説明 >

（本部長：知事）

非常に、県民の皆さんが、良識ある行動をとっているということで、感謝したいと思います。

次に「（2）新型コロナウイルス感染症対策の移行について」、保健福祉部長から説明願います。

（保健福祉部長）

< 資料3、4について説明 >

（本部長：知事）

ただいまの保健福祉部長の説明に対しまして、ご意見ご質問はございますか。

私からいくつか、確認させていただきます。

まず、緊急事態措置の解除についてですが、資料3の右上、「外出について（県民向け）」とあります。全体的に、国の対処方針と同じような、国の基本的対処方針を踏襲しているのですが、表現が違うところがあります。真ん中の箱囲みの上の段、「1 外出の自粛要請等」

の2つ目の丸、「これまでクラスターが発生しているような施設や「3つの密」のある場への外出は避けるよう呼びかける」と国は言っているわけですが、宮城県は、右側の箱囲みの3つ目の丸、「これまでクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場に行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意するよう呼びかけ」と表現が変わっています。このあたりについては、どういう意図があるのか説明してください。

（保健福祉部長）

はい。この原案の意図でありますけれども、これまで、本県として、県民の皆様呼びかけてきたことと、大きく変わるものではありません。同じ趣旨であります。ただ、国の対処方針も変わったということもありますし、また、既に業界や、個々の店でも、施設の管理者側で、かなり感染予防策を配慮しているところもあります。従いまして今回の表現はちょっと変わっておりますが、むしろ県民の立場から分かりやすくなるように改めたつもりでございます。施設管理者が実施している感染予防策をしっかりと確認していただくということ、それから県民の方々ご自身でもしっかりと感染予防策を徹底した上で外出する、そういう意味で分かりやすくしたというもので、趣旨は基本的にこれまでと同じと考えております。

（本部長：知事）

分かりました。そうですね、営業自粛、休業要請を解除したのですから、県民にそれをあつ程度分かりやすくしたということですね。

それからもう1点、国の基本的対処方針と表現は同じにしているのですけれどもちょっと意味がよく分からなかったの確認したいのですが、一番下の段の「3 催物（イベント等）開催の自粛要請」のところ、大規模な催物に当たらない場合は100人以下など基準が示されましたよね。ところがその上の、「3」の一番上の丸ですけれども、「大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を要請」とありますが、読み方によっては、「整っている場合は大規模な催物はやってもいいんだ」というようにとれますが、これはどういう意味があるんですか。

（保健福祉部長）

はい。ここは、そのような趣旨ではなく、専門家会議の中でもここは随分と議論されているところでありまして、実際に「全国的大規模なイベント」というのは、クラスターの連鎖が発生して急速な感染拡大が起きやすいリスクを伴っていることを前提にいたしまして、また、身体接触も避けられませんで、そのような大きな危険のないものはどうかという議論をしている中で、100人以下200人以下という議論になっております。従いまして、それを上回る大規模なものについては、リスクは避けられないので、非常に慎重に配慮していく、そういう意味で、このような国の表現になっております。

（本部長：知事）

つまり、5月31日までは、（室内）100人を超えるような大規模なものについては、極めて慎重に対応しなければいけないという捉え方でいいわけですね。

（保健福祉部長）

そのような理解ですので、引き続き誤解が生まれまいよう私たちとしても事業者の方々県民の方々に説明してまいりたいと考えております。

(本部長：知事)

分かりました。あともう1点、全体的なことですけれども、5月31日までということでもよろしいんですね。

(保健福祉部長)

はい。

(本部長：知事)

ということは6月1日以降についてはどのようにするというは国から方針を示されているのですか。

(保健福祉部長)

現在までのところ、この措置は5月31日までという政府の方針であります。報道等によりますと、大型連休から2週間を迎える20日頃を目処に、専門家会議を開くという報道もあります。また31日の期限の前の28日頃に専門家に評価をいただく会合を設けるという報道などもありますので、いずれにしても5月31日までの間には、その後をどうするか、解除する基準はどうするかというようなことを含めて議論がなされるものと考えております。

(本部長：知事)

分かりました。では、次の対策本部会議はそれを見ながら考えたいと思います。

それから震災復興・企画部長にひとつ指示したいのですけれども、この資料の中でスマートフォンを活用した接触確認等をやるということでございます。政府も考えているようですけれども、各県独自にいろいろなことを考えているようでありまして、宮城県もできるだけシンプルに、利用者が分かりやすくそして個人情報を守られるような形でやるべきだと私は思っております。時間がありませんので、来週中にしっかりとした制度設計をして、できれば再来週の記者会見で発表できるような形にしたいと思っておりますので、準備をしていただきたいと思います。よろしいですか。

(震災復興・企画部長)

既存のシステムを活用しながら、考えていきたいと思っております。

(本部長：知事)

そうですね、できるだけシンプルにしてください。お願いします。

それでは、次に移ります。次に「(3) 緊急事態宣言相談ダイヤルについて」、経済商工観光部長、説明願います。

(経済商工観光部長)

< 資料5について説明 >

(本部長：知事)

当面、相談を受けると。これについて、ご意見ご質問は、よろしいですか。

次に「(4) 県有施設の再開関連について」、総務部長、説明してください。

(総務部長)

< 資料6について説明 >

(本部長：知事)

これについて、ご意見ご質問は、よろしいですか。

次に「(5) 県立学校の学校再開に向けた対応等について」、教育長、説明してください。

(教育長)

< 資料7について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明について、ご意見ご質問は、よろしいですか。

次に「(6) 県主催イベント・会議等の考え方について」、保健福祉部長、説明願います。

(保健福祉部長)

< 資料8について説明 >

(本部長：知事)

ただいまの説明に対して、ご意見ご質問は、よろしいですか。

本県としては、これまで同様、個人、職場、社会全体で感染予防対策を徹底していくことや、新しい生活様式の定着を呼びかけつつ、感染状況をモニタリングし、対応してまいりたいと考えますが、本日は宮城県医師会の橋本副会長、そして東北大学病院の富永病院長、そして県感染症対策委員会委員長である東北医科薬科大学の賀来特任教授にご出席をいただいておりますので、専門家としてのご意見をいただいたうえで、県の対応を決定したいと思っております。

はじめに、橋本副会長からご意見を願います。

(宮城県医師会副会長)

はい。県民の命を守る医療の立場から申し上げれば、経済対策はもちろん必要ですが、その前にまず、感染対策及び感染者の治療が第一と考えておりますので、その点よろしく願いたいと考えております。

それから、我が県では今実際に入院しておられる方は4人と非常に少なくなりましたけれども、その治療に当たってこられた医療人、医師、看護師等々には、今のところ具体的な報いはない状態でありまして、その点については是非、県のほうでも具体的に何か考えていただければと思っております。以上です。

(本部長：知事)

ありがとうございます。今、募金を募っております。いただいた募金はいただいた分すべて、医療関係者のために還元したいと思っております。まだまだ十分ではございませんので、マスコミの皆さんを通じて募金の呼びかけをしていきたいと考えております。先般も大きなスーパーに副知事がお願いいたしました。このような形で県民の皆様にご協力をいただきながら、医療従事者の方に少しでも気持ちが伝わるように、県民の気持ちが伝わるようにしてまいりたいと思っております。

(宮城県医師会副会長)

ありがとうございます。

(本部長：知事)

それでは次に、富永病院長お願いいたします。

(東北大学病院長)

はい。国の緊急事態宣言が解除されて、宮城県の今後の対策を今お聞きして、おおむね妥当だとは考えてございます。ただ、我々医療者は、今回感染は落ち着いておりますが、必ず次の波が来るのではないかと、非常に高い確率で次の感染の波が来ると考えてございます。これはご承知のように、症状はないけれどもウイルスを持っているという方が市中にいるわけございまして、我々出来るだけ次の感染の波を低く、遅くしたいというように考えております。今回は88名の宮城県の感染者でしたけれども、1名、命を落としてございます。ですから、次の波では絶対県民の命がこの病気で失うことがないように、県の対策の呼びかけに、企業の方も、県民の方も、ぜひ応えて感染防止に努めていただきたいと考えております。以上です。

(本部長：知事)

ありがとうございます。

先生、医療用の資機材の充足状況はどうなっておりますでしょうか。

(東北大学病院長)

今のところは、以前ほど厳しくはないのですが、ただ潤沢かと言いますと、一般の診療所の先生のところまでは潤沢に行き渡っている状況ではないと思います。大学病院では、まだ、物品で、在庫が少ないものもございまして、それなりに様々な工夫を重ねてやっております。

(本部長：知事)

ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、賀来先生よろしくお願いいたします。

(宮城県感染症対策委員会委員長)

全国の緊急事態宣言が多くで解除になったということで、本県では特に、88名の患者さんが出られ、また1名がお亡くなりになったわけですが、非常に低いレベルで今感染が落ち着いている状況であります。これは県民の方々の努力、また県、市、医療関係者、医師会の先生方、病院の先生方のいろいろなご尽力によるものだと思います。今回解除になったことは本当に喜ばしいことですが、今お二人の先生が言われましたように、新型コロナウイルスはゼロになっていないので、たぶん今はまだ通過点であろうと思います。宮城県内でまた出てくる可能性は十分あると思いますし、3週間感染が出なかった愛媛県で大きなクラスターが起って来たということで、今後本当に注意をしていかなければならないと思っております。

そういう意味で今回、資料の3ですけれども、法的根拠は、特措法第24条第9項に基づく要請であるということです。今、感染は落ち着いているけれども、まだ、非常にリスクがあるんだという、知事の危機感、非常に強い思いが込められているのではないかと思います。また、クラスターが発生した施設についても具体的に県民の方向けに記載していただき、また、「4 施設における取組について」もしっかりと記載していただい

す。このようなことは県民向けに、しっかり、「どこがリスクが高いところなのか」、あるいは施設を運営する管理者に対しても「こういったところには特に注意いただきたい」、まさに解除にはなりましたが、知事が強い強い危機意識を持っていらっしゃるという表れではないかと私は思っており、この文面を高く評価させていただいています。

今後、再流行は必ずあるのだらうと思います。その時に出来るだけ早く察知をするようなモニタリング体制ですとか、医療体制をしっかりと構築し、医療崩壊を起こさないように、努力していかなければいけないと思いますので、引き続き医療物資も含めまして、ご支援をいただきたいと思ひます。以上です。

(本部長：知事)

ありがとうございます。

ただいま、専門家の皆様からも同意をいただきましたので、本県の今後の方針については、本日から5月31日まで、資料3から資料8のとおりで決定したいと思います。皆様、御異議ございませんでしょうか。

(出席者)

< 異議なし >

(本部長：知事)

それではそのように決定させていただきます。

なお、この度、本県は緊急事態宣言の対象区域から除外となりましたが、国として緊急事態宣言が解除になったわけではございません。全国的に人の動きが出てくることで、諸外国のような再流行も懸念されますので、引き続き、決して気を緩めることなく、今後の発生状況を注視し、必要に応じて、対応を見直すこととしたいと思います。

もし患者がまた出るようなことがありましたら、5月31日を待たずに次の対策を打つことも十分あるということで頭に入れておいていただきたいと思います。

最後になりましたが、仙台市の曾田局長から一言お願いいたします。

(仙台市新型コロナウイルス感染症対策調整担当局長)

今、皆様方のお話がありましたとおり、感染防止を第一としながら、日常生活、市民の生活、県民の生活を取り戻していく維持していく、その二つの両立を配慮しながら進む、今まで緊急的に対応していた段階から次の段階に入って、さらにこれは長期戦になるのだと、そのように思っているところでございます。引き続き宮城県の皆様、医療関係者の皆様と十分に協調し歩調を合わせながら取り組んでまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(本部長：知事)

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは最後に、「4 その他」として、これまでの内容等について、発言があればお願ひします。よろしいですね。

次回の本部会議についてですが、保健福祉部長、どのような考えでしょうか。

(保健福祉部長)

本日この場で、5月末までの要請内容を決定いただきましたので、先ほど申し上げましたとおり国の動きがどうなるかというところもまだ不透明な面もありますけれども、特段のことがなければ、基本的には次回は5月31日の前、つまり5月最終週の開催と考えておりますけれどもいかがでしょうか。

(本部長：知事)

それでは、何ものなければ、特に大きな問題がなければ、次回のこの会議を5月の最終週とさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

先ほど橋本副会長からもお話ありましたとおり、患者さんの数が、県内で4人ということになりました。ホテルで療養されている方がゼロになったということですが、必ず第二波が来るだろうということを常に胸に秘めておく必要があるだろうと思っておりますので、皆様よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

それでは以上で、議事を終了します。

(危機管理監)

以上で宮城県新型コロナウイルス感染症対策本部会議及び宮城県危機管理対策本部会議を終了いたします。